

広島県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	告 示 番 号
	平成二十九年広島県告示第五百十九号
土 砂 災 害 警 戒 区 域	広島県尾道市美ノ郷町白江、同市美ノ郷町三成及び同市美ノ郷町本郷地内
	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
	区 域 の 名 称
	土 砂 災 害 防 止 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 十 二 年 法 律 第 五 十 七 号 ） 第 七 条 第 一 項 及 び 第 六 項 並 び に 第 九 条 第 八 項 の 規 定 に よ っ て 、 次 の 広 島 県 告 示 で 指 定 し た 区 域 の 土 砂 災 害 警 戒 区 域 及 び 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 指 定 を 解 除 す る 。 令 和 七 年 二 月 二 十 七 日 広 島 県 知 事 湯 崎 英 彦
白江（二二二四）	急傾斜地の崩壊
才原（二二二六）	急傾斜地の崩壊
木舟（二〇〇七一―二）	急傾斜地の崩壊
松岡A（一七六七―一）	急傾斜地の崩壊